

公益財団法人東京防災救急協会助成規程

制定 平成21年 7月1日
改正 平成22年10月1日 (い)
平成23年 4月1日 (ろ)
平成25年 3月1日 (は)
平成27年 4月1日 (に)

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人東京防災救急協会（以下「協会」という。）定款第4条に係る事業を東京都内で消防署と一体となつて行おうとする団体に対して助成することにより、都民生活の安全と安心に寄与することを目的として、助成に関し必要な事項を定めるものとする。(い)
(に)

(助成対象事業)

第2条 助成対象事業（以下「助成事業」という。）は、都民、事業所関係者を対象とした防火防災管理、危険物の安全管理等に係る事業及び幼少年に対する防火防災教育に係る事業で、次に掲げるものとする。(い) (ろ)

- (1) 講習会、研修会、研究会等の実施に関する事業 (ろ)
- (2) 事業所における自主防災組織の育成並びに幼少年の育成に関する事業 (ろ) (は)
- (3) 応急手当及び救急についての普及啓発に関する事業 (に)
- (4) 前各号に定めるもののほか、火災予防思想、火災予防知識・技術及び応急手当の普及並びに防災行動力の向上に関する事業 (ろ) (に)

(助成対象団体)

第3条 東京都内において、営利を目的とせず、防火防災思想の普及促進を図るなど、都民生活の安全と安心に寄与する活動を継続的に行っている団体とする。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、助成事業規模等に応じ、一件につき150,000円以内とする。ただし、東京都内全域（島しょを除く。）を対象に実施する事業は、この限りでない。(は) (に)

(助成の申請手続等)

第5条 助成を希望する団体は、所定の申請期間内に、団体の規約、役員名簿等を添付のうえ、「助成申請書」（別記様式第1号）を提出するものとする。(い)
2 前項の申請期間等の募集方法については、理事長が別に定める。

(助成事業選考委員会)

第6条 この規程に基づく助成事業の公平・公正性を確保し、適正に執行するため、助成事業選考委員会を設置する。(い)

2 助成事業選考委員会委員は、協会の理事、その他理事長が委嘱する行政機関及び防火防災に関する学識経験者により構成する。(い)

3 協会は、前条の規定による助成申請書を受理した場合は、助成事業選考委員会を開催し、当該申請に係る活動が別に定める審査基準に適合しているか否かを審査する。

(助成の決定)

第7条 協会は、前条の審査結果を助成申請した団体に通知(別記様式第2号の1)するとともに、助成金が決定したものについては、助成金を当該団体の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(助成事業実績報告書等)

第8条 前条の決定を受け、助成金の交付を受けた団体は、助成事業終了後30日以内に助成事業実績報告書(別記様式第3号)を理事長に提出するものとする。

2 助成事業実績報告書には、助成事業実施概要及び使途を証明する書類(複写可)を添付するものとする。

3 助成金の交付を受けた団体は、助成金に余剰が生じた場合は、返還するものとする。

(決定の取り消し、助成金の返還等) (ろ)

第9条 助成の決定通知又は交付を受けた団体は、その事業内容に変更があり、申請の内容と相違する場合は、速やかに協会に連絡しなければならない。

また、協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の決定を取り消し、助成金の交付中止、又は既に交付した助成金の返還を求めるものとする。(ろ)

(1) 虚偽の申請又は報告を行った場合

(2) 助成事業実績報告書の提出がない場合(ろ)

(3) その他(ろ)

2 協会は、助成の決定を取り消した場合には、団体に通知(別記様式第2号の2)するものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この規程に定めもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

(附 則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

(附 則) (い)

この規程は、公益財団法人東京防災指導協会と公益財団法人東京救急協会が締結した合併契約書に定める合併の効力発生日から施行する。

(附 則) (ろ)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則) (は)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則) (に)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。